

Title	清代台南地方における漢族エリートの形成過程について
Sub Title	A study of the formation of Chinese elites in Tainan, Qing Period
Author	中間, 和洋(Nakama, Kazuhiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2001
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.70, No.3/4 (2001. 7) ,p.1(351)- 45(395)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20010700-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

清代台南地方における漢族エリート形成過程について

中間 和洋

一、はじめに

本稿は、清朝統治下において移住社会台湾の開発の拠点である台南地方の成熟化の過程を考察していく中で、地域社会の担い手として考えられ得る漢族エリート層に視点を設定し、彼らが地域社会の成熟化の過程で、どの様に形成され、いかなる役割を果たしてきたのかについて、検証していきたいと思う。そして、中国本土から離れた福建省対岸の辺境地域である台湾が、移住社会として形成されていく中で、漢族社会としての特質を備えながらどのように成熟化を進めていくのか、その一つの尺度として、移住社会台湾の開拓の拠点である台南地方の漢族エリート層の形成過程について考察を試みることにする。

伝統的中国社会においては、郷紳となる以前の読書人層は、難関な官吏登用試験を勝ち抜くために、中国社会一般に認められた儒教の「伝統的教科課程」に関する教養、より秀でた詩文の才というものが要求された。読書人層に身につけられる優れた学識能力は、幼い頃からの長い期間にわたる儒学の古典に関する学習の後に、習得されたものである。また、彼らの学習に貢献しているものは、相当量の儒学の経典に関する注釈書、歴史・文学の題材についての資料の集成などであり、これらが、前世紀までの学術遺産を後世に伝えてきたわけである。清代にも、清朝が満州族という異民族支配の王朝であるにも関わらず、漢族系読書人層の不満を抑えるために、正史の『明史』、『康熙字典』などの辞書、類書としての『古今圖書集成』、そして最大規模の叢書『四庫全書』な

どの編纂事業を進めてきたが、このことが読書人層の質的向上に大きな貢献をしたのは否めない事実であろう。しかし、この様な社会的環境にあつては、「伝統的教科課程」における教養の持つ価値は、読書人といわれる主に試験の学位を競い合い、ふるいに掛けられてきた、ひとまとまりの男子集団によつて独占されたものであつた。この状況は、中国社会の一つの特質であり、清朝統治後、本格的に漢族の移住社会に組み込まれていった台湾においても、同質の要素は、検証可能なものであると推測される。

清朝政府が台湾を領有した一六八三年（康熙二十二年）から一八九五年（光緒二十一年）までの中で、日本の台湾出兵がなされた一八七四年（同治十三年）までの約一九〇年間は、清朝の台湾経営は消極的経営であるといわれている。⁽¹⁾ その経営の基本方針は台湾が明末清初の混乱期のように、再度、盗賊や反政府勢力の根拠地となることを防ぐことに重点がおかれていたのである。清朝による台湾統治政策は、一六八三年（康熙二十二年）、台湾領有と同時に出示された、「台湾編查流寓則例」（六部处分則例卷二十）の中の三箇条の渡航制限令に記されている。⁽²⁾

一、中国本土の商民が台湾に赴き、貿易に従事するには、台厦兵備道から査照の発給を受けねばならない。

船隻の出入は嚴重に検査し、密航者は嚴罰に処せられる。密航を幫助した船籍やこれを見逃した役人も同時に処罰される。

一、渡台するものは家族の同伴を許さず、すでに台湾に居住する者でも、大陸から家族をよびよせることはできない。

一、潮州・惠州などの広東省出身の漢人は、海盜の集まりで、未だその悪習から脱していないので、台湾に赴くことを嚴禁する。

このことで、渡台の許可証を発給されるものは貿易商人に限定され、農業・漁業の移民の事実上の禁止を意味し、家族同伴が許可されていないため、法令を遵守すれば、一時的滞在者、即ち商業活動を行う者のみが渡航できるとを意味した。また、潮州、惠州など広東省東部は客家と称される人々の多く居住するところで、この法令の布告の責任者福建水師提督施琅のもつ客家に対する個人的な意識の反映とされているが、客家の台湾移住が

閩南の泉州や漳州のそれと比較して、大幅に遅れをとったことは、後に検証する教育行政にも反映した。また、台湾に既に移住している漢族に対して、「封山令」が布告されたが、この内容は、反乱を起こした漢族移住民が、先住民の居住地域に逃げ込むこと、及び先住民と結託して反乱を起こすことを防ぐためのものであった。⁽⁴⁾ 封山令に始まる一連の制限措置は、農業の生産力を弱め、台湾の開発を遅らす要因となった。しかし、渡航制限及び封山令は、いずれにしても、歳月の経過とともに有名無実化し、禁令を犯しても福建省の泉州・漳州出身の漢族移住者は絶え間なく増加し、康熙年間半ばには、広東省の惠州、潮州の漢族の移住も進み、台湾における漢族社会が形成されていった。

漢族社会としての台湾社会を検証するにあたり、先ず漢族社会を台湾という特殊な鑄型に入れてから考察することを前提とした。移住社会である台湾においては、開拓事業が行われ、その過程で地域社会の成熟化が進んでいくわけだが、地域社会の成熟化が進まぬうちから、清朝の統治下におかれ、それ以来、清朝の行政機構の枠組みの中に組み込まれてしまうわけである。この様な、台湾という特殊な事情を持つ中国社会の成熟過程を、漢族

清代台南地方における漢族エリートの形成過程について

エリートの形成過程というものに視点を設定し、地域社会の読書人各層及び知府・知県などの台湾の地方行政官に関する人物志などの文献史料、さらに地域社会の各種教育機関の沿革志や文廟碑などの金石文を検証することにより、歴史的なアプローチを試みながら、台湾漢族社会のもつ特質を考察していく上で、地域研究としての模索の一端を示すことを課題としたい。

なお、その場合、対象地域として移住・開拓の拠点であり、行政の中心である南部台湾の台湾府（後の台南府）を中心として、南部の三県（台湾・鳳山・諸羅）を含めて取り扱うことにする。また、これらの地域を台南地方という表現で統一する。時代としては、清朝の統治下となった一六八三年（康熙二十二年）年から、日本統治下となる一八九五年（光緒二十一年）迄を対象とする。

本稿の構成は、一、はじめに、二、台湾地方行政官、三、台湾漢族エリート、四、教育機関の入学定員構成と変遷過程、五、結び、からなる。史料としては、臺灣總督府編『臺灣教育志稿』⁽⁵⁾、『清代臺灣（臺南）人物志』⁽⁶⁾、『清代臺灣教育史料彙編 第一・二・三冊』臺灣省文献委員會、を中心に掲げていくことにする。なお、『清代臺灣（臺南）人物志』は、本稿中では「人物志」として

表記することにする。

二、台湾地方行政官

清朝は、明末・清初の動乱の中国社会を收拾しながら、一方で中央集権化を進める上で、基本的には明朝の行政機構を踏襲し、その整備に力を尽くした。清朝統治下の地方行政機構は、省の下に府を置き、府の下に州及び県を設置した。また、省の直属として、直隸州・直隸庁を設置してその地位を府と同等にし、分府として庁を設置し、その地位を州・県と同じ扱いとした。

総督は、二或いは三省を統轄して設置されたもので、文武の地方行政を統制した。また各省に巡撫を設置し、民政をまとめる役割を果たした。そして、総督の駐在しない省においては、軍政も兼任した。従って、総督・巡撫の両官は、地方の行政官としては最高の地位をしめた。さらに、府に知府を設置し、府轄内の政務を治め、州に知州、県に知県を設置し、各々州・県轄内の政務を行った。

清朝統治下における台湾に関しては、位置的な関係から、大陸と台湾海峡を挟んで大洋上にあり、しかも先住民の中でも平野に居住して教化に服する者を熟蕃とし、

漢族移住者と共に雑居しているという特殊な事情を有しているために、行政機構の面でも、特殊な編制下におかれ、特殊な権限を与えられた。福建省の管轄下に台湾府は設置されたが、海洋上に孤立しているため、閩浙総督も、福建巡撫も海峡を越えて巡察を行うことは極めて少なく、そこで、一六八三年（康熙二十二年）、台湾府における最高官司として、分巡台厦兵備道という官職を設置し、台湾と厦門を併せて行政管理下においた。海を隔てた台湾と厦門を一道の下に統制する役職であり、当時の急務は、悩まされている海患を治めることであった。

しかも当時の海患は、台湾と厦門によって挟まれる台湾海峡において発生したものである。鄭氏が滅んだ後に、海上の災いを一掃するために、こうした特別機関は設置され、台湾と厦門地方において、守土の職責である分巡道と、鎮撫の職責である兵備道とを兼任した形での役職となった。従って、この職責は、文官に武官の職権を併せた特殊な官職となってしまったのである。一七二〇年（康熙五九年）になると、清初の混乱もある程度収まり、兵備を除いた形で、分巡台厦道となったわけである。

一七二六年（雍正四年）年、閩浙総督劉世明の奏准を経て、分巡台湾道に改め、その職責を専ら台湾及び澎湖

島統治にあてることになった。分巡台湾道は、台湾における最高官司ではあるが、役職の性格上、知府・知県と比較すると、必ずしも地域社会に根ざしたものとはいえない。一六八三年（康熙二十二年）、清朝統治の初期における府として、台湾府一府が設置され、知府として最初に蔣毓英（在任一六八四—八九、康熙二十三—一八）が就任した。知府の職権に関しては、臨時臺灣舊慣調査會第一部報告『清國行政法第一卷汎論（下）』によると次の通りである。

知府ハ管内一切ノ政務ヲ統轄シ及下級官廳ノ事務ヲ指揮監督スルモノナリ凡ソ地方官中以上述ヘタル督撫司道ハ其職トスル所専ラ下級官廳ノ監督ニ在リテ土地人民ニ對スル直接ノ關係ナキニ反シ知府以下ハ牧民官又ハ父母官ト稱シ親シク教化撫育ノ責ニ當ル是レ其職務ノ性質ニ於テ最モ注意スヘキノ事トス。

この説明でも明らかのように、知府という官職は、「土地人民ニ對スル直接ノ關係ナキニ反シ知府以下ハ牧民官又ハ父母官ト稱シ親シク教化撫育ノ責ニ當ル」ということが記され、地域社会との關係が非常に接近したも

清代台南地方における漢族エリート形成過程について

のと考えられよう。

そこで、知府の職務の主要なものを『清國行政法』に基づき列挙する。

- (一) 徴税義務
- (二) 裁判義務
- (三) 警察義務
- (四) 教育及試験ニ関スル事務
- (五) 州県庁ノ監督

これらの職務を有していた知府は、徴税・司法・警察・文教・州県庁の地方行政の監督権を持っていた。在地の地方官の最高官といえる知府に、どのような人材が任官していたのか。そして、地域社会とどの様な關係をもっていたのか、また、知府の職務内容とその性格が時代を追って、いかなる変質過程を辿ったのかを、検証することにする。

康熙年間（一六八三—一七二二、康熙二十二—六十年）の台湾府知府が直面した課題を人物志から調べてみると、文教事業に関連する内容が記されている場合が多い。

まず第一に、初期の先住民に対してであるが、台湾は漢族にとって移住社会であったが、漢族が台湾に移住す

る以前に、先住民である熟蕃の平埔族が台湾西岸の平野地域に居住していた。やがて漢族移住者の移住が進むにつれて、山岳地帯に追いやられていくことがあるわけだが、当時において、漢族移住者と雑居という形態をとっていたことが推測される。そこで、蔣毓英（在任一六八四—一八九、康熙二十三—二十八）にしても、靳治揚（在任一六九五、康熙三十四年）にしても、先住民を帰順させるという仕事が急務であった⁽¹⁰⁾。第二に、文教事業の推進である。蔣毓英は、台湾の一般民衆を社会教化するために、自ら捐金して義学を設立し、教師を招き民衆教化に努めている⁽¹¹⁾。靳治揚は先住民対策として儒教的倫理を浸透させるために社学を設立した⁽¹²⁾。これはおそらく土蕃社会学であると推測されるが、漢族社会に適応させる政策の一環であろう。衛台揆（在任一七〇二—一六、康熙四十一—五年）は、自ら招集した学生達に対して、

学芸分野に関して講義をしている⁽¹³⁾。周元文（在任一七〇七—一二、康熙四十六—五十一）は、経済的に苦しい読書人層を支援するために、義学を設立している⁽¹⁴⁾。このように、義学などの設立によって、文教事業を地域社会に進めていくことが、清朝統治下に編入されて間もない台湾に任官した地方官吏にとっては、特筆する職務で

あった。また自ら進んで地域社会に捐金する立場であることも、知府の持つ特徴の一つであると言えよう。ところで、民衆に直接の関わりを持つ地方官の最高官として知府の存在を挙げたが、『清國行政法第一卷汎論（下）』の中に、知府・知県について、次のように述べられている。

凡ソ地方官中直接ニ人民ニ関係スル者ハ知府以下ノ官ナリト云フト雖モ知府ハ寧口道員以上ノ者ト同シク監督官タルヲ主トスル。知縣ニ至リテハ眞正ノ牧民官ニシテ親シク人民ノ上ニ立チテ一切ノ治務ニ任スルカ故ニ地方ノ利害休戚ハ實ニ懸リテ其一身ニ存ス⁽¹⁵⁾

この記述からもわかるように、知府は確かに地方官の中で直接に人民と関わる者であるかもしれないが、監督官としての職務に重責を置いている。一方知県は、「眞正ノ牧民官」と記されている点では、県民との接点もより多い地方官として、その役割を有していると言えるだろう。

知県の職務を列挙すると、次の通りである⁽¹⁶⁾。

- (一) 裁判
- (二) 検屍
- (三) 租税の徴収
- (四) 警察及び監獄
- (五) 公共建造物の營繕
- (六) 教育及び試験
- (七) 賑恤

これらの他にも、祭祀・典礼に関する事務なども行った。これら一連の知県の職務の中で、最も重要なものは裁判官としての職務である。越訴を厳禁している清朝の法律では、刑事・民事の訴訟に関しては、第一審を行う県衙門に提起されるので、笞杖罪の審判を行う知県の職責は重い。又、検屍の職務が含まれていることは興味深い。検屍の職務とは、人命犯があつた時に、事件発生地を知県自ら出張し、死体を臨検し、致死の原因を精査するという内容である。この様に、司法・警察権が、知県の職務権限として重視されているのが興味深い。さらに、(五)で挙げられている公共建造物の營繕というものが、随所に人物志の中で実践されていることが考えられる。例えば、城壁、橋梁、廟などの公共の建造物の管理が知県の手に委ねられているとすれば、工事費用などの捐貲

を司るという地域社会での社会関係を検証することが可能となろう。最後の(七)賑恤の職務は、義倉を管理し、穀物の豊凶に応じて、適宜県民対策を實踐するという職務である。食糧対策として、非常に県民との接点が多いと思われる。

康熙年間の台湾県知県は、台湾府知府の人物志から得られる性格と比較する場合に、判断の情報量が少ないが、人物志の記述には、各知県とも県民との関わり方を中心に記述されている。沈朝聘(在任一六八四、康熙二十三年)⁽¹⁷⁾は租税の徴収に苦心しており、李中素(在任一六九五—一九六、康熙三十四—五五年)も租税問題が大きな課題となっているようである。また、訴訟問題にも直面していると共に、知県でありながら台湾府儒学の教授職を兼務している。⁽¹⁸⁾王仕俊(在任一七〇五—七、康熙四十四—六年)は文廟の重修と義学の設立に奔走し、教師を招き台湾の読書人層に対して教育の機会を提供したことなど、人物志に記されている。⁽¹⁹⁾この王仕俊の前任者で、台湾に二度の任官を果たしている、陳瓊(一六五五—一七一七、順治十二—康熙五十六年)という人物がいる。陳瓊は、康熙年間に台湾に携わった官吏の中では、優れた人材と言われている。一七〇二年(康熙四十一年)には、台湾

県知県（在任一七〇二—四、康熙四十一—三年）として、また一七一〇年（康熙四十九年）には分巡台厦兵備道兼提督学政として任官している。陳瓚が任官時に台湾府で行った事業を検証してみると、以下のような課題に直面していることがわかる。台湾県知県時代には、社会事業全般に広く政務に尽力していたようである。しかし地域社会での啓蒙活動、文教事業の振興という点では、随所に関心を払っていたことが人物志からも理解される。例えば、諸生を率いて試験を行ったり、苦学をしている者に対して報奨を与えるなどである。⁽²⁰⁾しかし、分巡台厦兵備道兼提督学政（在任一七一〇—五、康熙四十九—五十四年）の任についた時には、その職務内容の拡大からか、先住民統治の問題が大きな課題となっていた。清朝統治下の先住民は、その支配を受け入れたために、様々な弊害が生じていた。この弊害について、陳瓚は以下の三点を挙げている。⁽²¹⁾

一、地方官が「花紅」の名目で陋規（官吏が公務を行う場合に人に向って銭財を強求し私腹を肥やすこと）を通事から取り立てるため、通事が先住民から定額外徴収を行い先住民が疲弊していること。

二、官吏や兵丁が移動の際に先住民の牛車を徴発したり、先住民に強制的に橋を担がせるということ、さらに公文書の配達にも先住民を利用していったということ。

三、漢人移住民の番地侵墾の問題である。番社が番餉（税金）を納めているからには、その土地経営収益権を認めるべきだということ。番地の漢人による開墾は禁止すべきであるということ。

陳瓚は、漢族の移住開墾が先住民の土地にまで及び、将来先住民が土地を失う危険性を予測し、何らかの方策を考えるべきだとの立場に苦慮していたことがわかる。このように、清朝統治下の移住社会台湾に赴任した地方行政官にとって、先住民問題は、非常に悩まされる問題であった。

康熙年間の知府・知県の事例を踏まえ、雍正年間（一七二三—三五年）・乾隆年間（一七三六—九五年）の知府・知県の事例に目を向けてみたいと思う。この十八世紀に入ると、先住民対策についての言及が少なくなっている。康熙年間においては、知府の人物志では必ず言及されていた先住民対策についての記述が、雍正・乾隆年

間、即ち十八世紀においては見られなくなった。先住民対策として、一定の成果が出たのではないかと推測される。事実、乾隆年間に入ると、清朝は統治下の台湾先住民保護政策を実施し、一七三七年（乾隆二年）番餉額を減額し、先住民と漢人との通婚の禁止、一七四〇年（乾隆五年）清朝の班兵が移動する時先住民の牛車を使用する場合使用料を支払うこと、また番地⁽²²⁾に関しては、一七三七年（乾隆二年）、漢人による番地の買収の禁止、一七四六年（乾隆十一年）、番地の漢族による開墾の禁止、⁽²³⁾が取り決められた。しかし、それまでには先住民の反乱も数多く勃発しており、その時々⁽²⁴⁾に地方行政官は、厳しい対応に迫られたことは予想される。先住民問題は、乾隆年間には知府・知県の当面の課題からは、少し外れたということが考えられ、それに代わって、裁判事務・警察事務といったものが、前面に言及されている。知府の錢洙（在任一七四〇—四二、乾隆五—七年）の場合、その在任中に、賄賂、民衆からの訴訟、聴断、法令の制定など、地方官吏としての仕事⁽²⁵⁾ぶりが記載されている。知府陳玉友（在任一七五一、乾隆一六年）は、犯罪事件の決裁で名声⁽²⁶⁾を得たり、商人からの信望を得ていることなどが伺える。知府徐夢麟（在任一七八八、乾隆五十三

年）は、一七八六年（乾隆五十一年）の林爽文の乱に遭遇し、その被害を受けている地帯の收拾に努めており、その中で閩粵両エスニック・グループの分類械闘の問題に突き当たっていると言うことも興味深い。⁽²⁶⁾ 粵民は、台湾においては少数派であり、客家と呼ばれているが、閩南系の移住者と客家との対立、そしてさらには、閩南系の中でも、泉州系と漳州系のように同じ原籍地の人々を結集して闘争するという問題に直面していることが、この陳玉友の人物志の中にも内在していると考えられよう。一方で陳玉友は、台湾府知府となつてから崇文書院を改建し、⁽²⁷⁾ 学生を育成するために捐金をしているということも、触れておきたいと思う。また、台湾県知県解文燧（在任一七七三、乾隆二八年）は、県内における治水灌漑事業を進めていた。自然災害からの地域の建て直しに、自ら実地検査を行った事実⁽²⁸⁾などが述べられている。解文燧の場合、田租の問題で、農民とのかなりのやり取りが伺われる。田地の整備、潭溝の開設などに力を入れていることなど、地方官吏と地方行政の在り方が浮き彫りに⁽²⁹⁾ されていて興味深い。

道光年間（一八二一—五〇年）初頭に台湾の彰化県に赴任した陳盛韶は『問俗録』という報告書を残している。

陳盛韶は、湖南省澧州安福県に生まれ、一八二三年（道光三年）進士に合格し、一八二四年（道光四年）から福建省各県の知県を歴任し、ついで邵軍庁同知を経て、一八三三年（道光十三年）、正式には署北路理蕃同治兼鹿港海防同知という任を得て台湾に赴任した。民間風俗を知らなければ、地方行政が民間の実態から遊離し、弊害を改めて政治の業績を残すことが出来ないとの考えのもと、各任地でこの仕事を進め、一八三三年（道光十三年）鹿港時代に『問俗録』を書き上げた。そこには台湾に関する貴重な記述も残されており、そこで分類械闘について、以下のように記されている。台湾の騒乱は、分類械闘から起こって反乱に変わる場合と、反乱に始まりながら分類械闘に変わる場合とがある。この事の意味は、反乱が起れば官が禍を受けるので官は反乱を恐れる一方、一般民衆も、分類械闘が起れば、民衆自らが被害を受けるということを理解しており、社会不安の原因となっている。この様な分類械闘をいかに治めることができるか、これが知府・知県の職務であるとも記している⁽²⁹⁾。

康熙年間から乾隆年間に至る、十七世紀後半から十八世紀にかけての時代を踏まえた上で、この時期の地方行政官の職務上の役割について整理してみると、以下のよ

うなことが言えるのではないか。

先ず第一に文教事業に関する施策について考えてみたい。康熙年間においては、移住社会建設の第一歩を踏み出した時代であった。従って、漢人教育は言うまでもなく、先住民に対する漢化政策の一環として文教事業を進め、先住民の熟蕃化を狙っていた。漢民族が台湾への移住を開始したのは明・清時代からではあるが、明朝、清朝の統治者及び漢族にとって、台湾の先住民族に対する関心は、自分たちへの帰順か否かに置かれていた。漢民族が先住民族を指すにあたり、自分達に帰順した民族に対しては「熟」の字を加え、「熟番」とか「平埔番」と呼び、帰順しない民族に対しては「生」の字を加え、「生蕃」と呼んでいた。清朝末期までに清朝に帰順したエスニック・グループは、現在「平埔族」と呼ばれており、帰順しなかったエスニック・グループは「原住民」と呼ばれている⁽³⁰⁾。地方行政官は、移住社会における漢族と先住民の共存政策が課題であった。しかし一方で、先住民に対する漢族による政治的圧力、搾取は激しく、陸続と勃発する先住民の反乱も、地方官が直面した難題であったはずである。その様な中で、義捐金を集めたり、自ら捐資するという形で、義学の設立に尽力したことも、

興味深いことであつた。義学に関しては、臺灣總督府編『臺灣教育志稿』に次のような記述がある。

義學ハ又義塾トイフ府縣街歴ニ之ヲ設ケ以テ閩里子弟ノ貧困ニシテ自ラ師ヲ延ク能ハサル者ト自ラ塾ニ入り學ニ就クコト能ハサル者トヲ教育ス其ノ管理ニ任スル者ハ各創立者ニシテ道府縣ノ創立ナルトキハ道府縣之ヲ管理シ或ハ郷紳富戸ノ創立ナルトキハ郷紳富戸之ヲ管理ス……⁽³¹⁾

台湾という移住社会において、清朝統治下の初期においては、「台湾人意識」というものは生じていないであろう。開拓期の移住社会で安定していない時期である。移民開拓した土地を、先住民の襲撃や鉄砲水で失うことも多かったようだが、二次移民を行い、新しい土地で再び開拓することが容易であつた。開拓移民という特殊な立場におかれていたため、科挙による社会的上昇、郷紳層として地域社会に権力基盤を固めるといふ伝統的中国社会の特質には当てはまらず、むしろ精神的な意味では、地域社会の人々をまとめる義侠心的な指導力、さらに実践面では、農業や商業の事業を経営する優れた知識、能

清代台南地方における漢族エリート形成過程について

力を身につけることが、この社会で身を立ててゆく重要な条件であつたようだ。⁽³²⁾大陸の郷村社会の農業経営者、大陸諸都市の商人が、何らかの社会事情により、台湾での経済活動を試み、移住という行為がなされるということとは十分にありうる。これらのことから、康熙年間に設立された義学は、地方行政の要である府県の設定によることが推測される。個人的捐貲及び各方面への公的な融資により、知府・知県の力が文教事業に反映されることは事実であり、康熙年間という台湾開拓の初期においては、知府・知県などの在地の地方官僚の果たした役割が大きいと言えよう。雍正・乾隆年間においては、理蕃政策としてなされた先住民への文教事業が、人物志などの記述からはずれ、専ら漢族自身に関する文教事業についての記述が目立つようになってきたのも頷けるのではないだろうか。

次に、第二として、司法・警察業務についてである。この職務は、雍正・乾隆年間において、人物志の記述の上で占める割合が大きくなり、嘉慶・道光年間においては、地方行政における治安職務が、その人物志の多くの部分を占めていることがわかる。雍正・乾隆年間において、多くの台湾開拓事業が実施され、社会的活力が生じ

ると共に、地域社会を構造的にも複雑にし、そこから生じる多くの社会問題を、知府・知県が取り扱うようになってきているということが伺われる。官僚社会で発生しやすい収賄の問題、民衆からの訴訟問題、それを取り上げて判断する聴断の職務や法令の設定など、その職務内容が地方行政に広範囲にわたっている。この時代になると、大きな社会問題が多発し、知府・知県の地方行政の課題となる地方反乱の増加、分類械闘といい、漢族系の移住民であつても、福建系・広東系などのように同じ原籍地同士でエスニック・グループを作り、各グループが相互に対立する問題が生じている。嘉慶・道光年間という十九世紀に入ると、知府・知県の職務の傾向も一層顕著となる。この時代には、知府・知県は必ずと言っていいほど、大きな疑獄事件の解決や地方の反乱分子の鎮圧という問題に直面している。この様に、陸続と問題が多発するところに、この時代の社会不安がある。しかし、直面している問題として、人物志の中で取り上げられたものは一部の事例でしかないが、匪賊などの存在にも注目されていることから、十九世紀の前半は、移住社会台湾においても、大きな社会変動の時期と考えても良いのではないだろうか。

第三に、社会事業に関する施策である。この点から知府・知県という地方行政官と、地域社会の人々との接点を具体的に列挙する。康熙年間における漢族移住者と先住民の平埔族、即ち熟蕃との共存という前述の問題。そして、雍正・乾隆年間における紳士層の形成過程が、社会事業の施策の背景として、浮き彫りにされるだろう。治水灌漑事業の監督を知県が行っているという事例があるが、この様な社会事業に知府・知県が携わっていく中で、在地の紳士層、或いは商人層と関係を維持している地方行政官の記述が見られる。この時代以降、台湾在地の紳士層の扱い方に関する変化が始まりつつあるのではないかという、意味づけとなるであろう。

しかし、これまでに取り上げてきた知府・知県の人物志からでは、紳士層や商人層の成長過程を事例から見出すことは難しい。十九世紀に入った嘉慶・道光年間の人物志を見ても、それは同様の結果であった。そこで、次から、台湾の文教政策に重要な役割のあった台湾府儒学及び台湾県儒学などの最高学府の沿革と、そこから輩出された紳士層の人物志を検討していくことによって、どのように台湾の紳士層が成長していったのかを考察していきたいと思う。

三、台湾漢族エリート

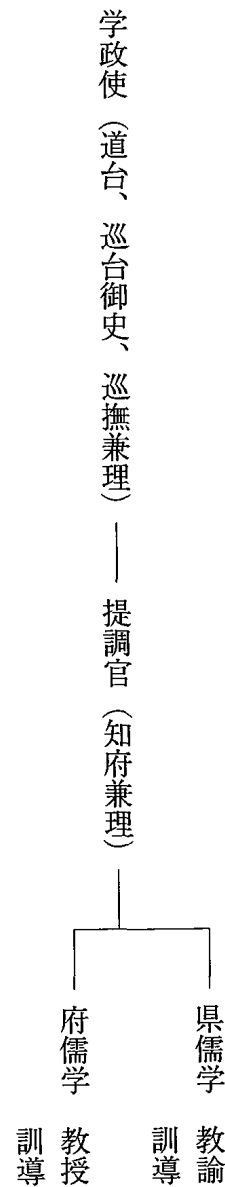
清朝統治下の中国の学校行政は、その管理を礼部が行い、その長官は礼部尚書である。地方官としては、各省に学政使を一名設置し、これは巡撫に所属して、学校貢挙に関する一切の仕事を総覧する。各府ごとに提調官を一名設置し、学政使の行う事務を協力して処理する仕事に携わった。府儒学の事を管理する者としては、教授が一名いる。州ごとには学正が一名いて、州儒学の事を管理する（台湾には州は設置されていない）。また、県ごとには教諭が一名いて、県儒学の事を管理する。さらに府・州・県には、共に訓導が設置され、教授、学正、教諭の副としてそれぞれがその任務を果たす。この清朝統治下の学校行政を考慮してみるならば、台湾においても大体この制度を踏襲する形となった。しかしながら、福建省と海を隔てているという特殊な事情を持つことから、福建省の学政使が管理の手をのぼすのが困難であるため、陝西省の延安や広東省の瓊州の例に照らし、台厦道にこれを兼任させた。しかし、一七二七年（雍正五年）以後次のようになる。

雍正五年改メテ漢巡臺御史ニ歸シテ兼理セシム乾隆十七年更ニ臺灣道ニ歸シテ兼理セシメ光緒三年福建巡撫ハ毎年春秋ノ二期臺灣ニ分駐スルノ新例ヲ聞キシヲ以テ改テ巡撫ノ兼理ニ歸セシカ五年巡撫専ラ駐臺セサルヲ以テ再ヒ臺灣道ニ兼理セシメ十一年臺灣ヲ一省トシテ巡撫を専設スルヤ學政ノ事又巡撫ノ兼理ニ歸シ但夕臺南府ノ貢舉ノ事ハ時ニ臺灣道ニ委任スルコト、セリ⁽³³⁾

このように、台湾における特殊な事情から、提調官は知府に委ねられ、これを兼任していた。また、台湾は清朝の統治下に組み込まれて以来州を置かず、後に一八八五年（光緒十一年）になって初めて台東州を設置したが、州儒学を設置するには至らず、そのため、学正は置かれなかった。その他でも、生員の資格を得て官吏登用の踏み台とする学生の收容定員は、必ずしも広く開かれているとは限らないので、府儒学に訓導が欠けていたり、或いは県儒学に教諭が欠けていたりすることもあったようである。以上のような記述から、清朝統治下の学官の關係図は、図1の通りである。

台湾府（台南地方）の地方志の中に、次のような一文

図1 清朝統治下の台湾における学官の關係図



資料 台湾総督府編『台湾教育志稿』一九〇二年(明治三十五年)。

が述べられている。「満清教育、多沿明制以科挙为中心、以科挙箠絡人戈、鞏固其基業。康熙二十二年(公元一六八三年)清延統治台湾後、以台湾府(台南)為其点、依制推行其教育設施」⁽³⁴⁾。清朝政府は、明朝の多くの行政制度を踏襲してきたわけだが、官吏登用に関しても、従来の科挙制度を柱とし、伝統的な文教政策が、実際に異民族王朝の下で実施されていたわけである。このことは、福建省の一部として組み込まれた台湾においても例外ではなかった。清朝政府は、台湾を統治下においた後に、その開拓の拠点であった台湾府(台南地方)を台湾における教育行政の拠点として中等教育機関である府県儒学を設置したわけである。

ここで取り扱う府州県学は、総称して儒学といい、儒学の学生を生員という。生員は、本来ならば所屬府県儒

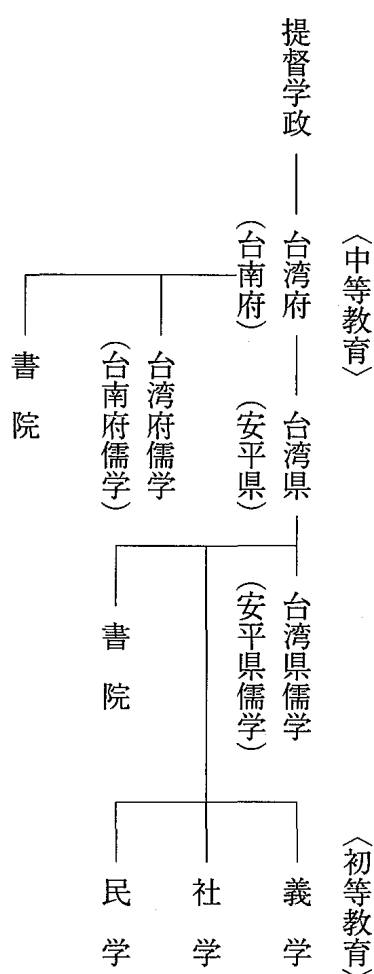
に一度定期的にその勤惰を試すために試験歳試を受ける義務があった⁽³⁵⁾。

清朝統治下における台湾の各種教育機関には、官学と郷学の二種類の運営方式がある。高等教育に携わる儒学と書院は官立の学校であり、初等教育に携わる義学、社学、民学は郷立の学校である(但し、書院の一部には、郷立のものもある)。図2は、清朝統治下の台湾府における、その当時の学校系統図である。

学校系統図の中の最高学府にあたる台湾府儒学の沿革を調べていく中で、次のような複雑な社会関係を見いだすことができる。『台湾教育史稿』によると、台湾府における在地の指導者層である分巡台澎兵備道、台湾府知府、台湾府下各県の知県、教授・教諭・訓導などの学官、読書人各層などによって、教育費、祭祀事業費、天災事

学の教官の指導を受け、学業につとめるべきものではあるが、現実には、生員という資格を得ることのみが目的であり、登校して授業を受ける必要はなかったようである。自宅において学び、孔子廟を祀る儀式典札への参加と、三年毎

図2 清朝統治下の台湾府における学校系統図



きいと考えられる。

資料 台南市政府編『台南市志卷五教育志(上) 教育設施篇』一九七九年、七頁。

変などの際の再建費といった一連の義捐金が施され、学校経営の円滑化が計られていたことがわかる。前述の知府、知県の事例で、人物志などの文献資料の裏付けとなる記録も見いだすことが出来る。清朝の官学として、最高学府の位置にある儒学は、単に教育機関としての役割だけでなく、孔子を祀るという文廟としての役割も兼ね備え、祭祀事業も行わなければならなかった。一年を通じて行われる祭祀儀礼にかかる費用も相当な額に上ると考えられ、このことから学校経営にかかる経営費を支えているものは、学租ばかりではなく、沿革の中で登場するような、在地の指導者層による捐金の持つ比重は大

〔初等教育〕

前述した地方行政官であり、分巡台厦兵備道兼提督学政（在任一七一〇—一五、康熙四十九—五十四年）として、台湾府儒学沿革志の中にも随所にその名を連ねている陳瓊について再び触れたいと思う。陳瓊は、文教事業に精力的に尽力しており、その事は台湾府儒学及び台湾県儒学の沿革にも記され、また人物志からも十分伺える。万寿宮の建設を始めとして、文廟大成殿・儒星門、泮池を重修し、啓聖祠、明倫堂、

朱子祠、文昌閣などの建設を行い、後世に名を残せる程の文教事業を次々と行っている。また学田の設置など、台湾府儒学運営のためにも建設的事業を行っている。⁽³⁷⁾

台湾府儒学の経費を支弁する基本的財源には二つの種類がある。第一には学租であり、第二には捐金である。この二つの収入源によつて、台湾府儒学の経営費を賄っているわけである。学官の俸銀は、教授の年俸が四十五両、訓導の年俸が四十両であった。また廩膳生の給費（廩膳費）は、一人年銀二両八錢九分とし、月課の賞銀は、超等一人四両ないし一両、特等一人六百文ないし五百文、これは人員五名ないし十名とする。さらに、春・

秋二季の祝典の際には、別に学局というものを設置し、民間の名望家である紳士十二人を組織し、費途の支出を管理し、主に学局所属の田園から徴収し（董事を設置しこれを管理させる）、さらに公費を使って支弁する。

それでは、この様な経費を賄っている学租と捐金とは、どの様なものであるうか。臺灣總督府編『臺灣教育史稿』には、次の様に説明されている。⁽³⁸⁾

學租トハ一定ノ土地建物ヲ該儒學書院義學ニ附属シ租稅ヲ收入スルモノニシテ其土地ヲ普通學田ト稱スルモ田地アリ園地アリ及ヒ家屋アリ魚塭アリ蔗廓アリ水圳アリ一ナラス而シテ儒學、書院、義學ハ大租權ヲ有シテ人民其小租權ヲ有スルコトアリ人民大租權ヲ有シテ儒學書院義學ハ其小租權ヲ有スルコトアリ又其儒學、書院、義學ノ基本財産ニ編入スル土地建物ノ種類凡ソニアリ

一 官莊及抄封田其他沒収等ノ官有地

二 民間紳士ノ捐地及捐金ニ依テ購入セル土地

台湾府儒学においては、官有地的学田を有しているのと同様に、民間紳士の義捐による学田というものも存在

した。陳瓚が分巡台厦兵備道時代に設置した学田は、前者の官有地的学田である。しかし、官有地的学田と一語に記すとしても、簡単に得られるものではない。陳瓚という有力な地方行政官の力と、それを受け入れた地域社会という枠組みの中で形成された、社会的要請と言えらるだろう。陳瓚に限らず、地方行政官として自己の事業的業績を残すということから、文教事業に尽力し、官有地的学田などの設置を企図した者は多くいたであろう。又、その一方で、民間紳士層の義捐による学田が、台湾府儒学の経営費に当てられるということは、十分考えられることである。

それでは、次に捐金の方に目を向けることにする。⁽³⁹⁾

捐金トハ官吏又ハ紳士ヨリ一時或ハ永久ニ經費ヲ義捐スルモノヲイフ而シテ其創設重修ノ費途ヲ要スル時又ハ既定收入ノ額ヲ以テ支出ヲ償フ能ハサル時ハ官費ヲ發シ補助セシコトアルモ多クハ當該官吏ノ俸銀ヲ義捐シ管下ノ紳士殷戸ヲ勧誘シテ經費ヲ獻納セシメ以テ之ヲ補充セリ又官沒金ヲ下附シテ基金ニ加エシモアリ

この様に説明されている学租及び捐金が、どの様な形で、実際に収入になり、運用されていたか。また、どの様な人々が、それを捻出してしているのかを次に金石文等の具体的史料及び人物志を使用することによって、事例検証及び考察をしていくことにする。

台湾が清朝統治下におかれた一六八三年（康熙二十二年）年以來、移住社会である台湾においても、上昇志向を抱く者にとって、高等官の資格を得るために、科挙制度が意義を持つことは変わらなかつた。台湾においても、一六八三年（康熙二十二年）年以降、教育行政もなされ、一六八四年（康熙二十三年）、台湾県儒学、鳳山県儒学が創立され、又、一六八五年（康熙二十四年）には、台湾府儒学の創立、そして一六八六年（康熙二十五年）には、諸羅県儒学の創立に至って、台湾における一府三県の府県儒学の体制が整ったわけである。

台湾開拓の拠点である台南地方において、一府三県の儒学の中では中心的儒学であった、台湾府儒学と台湾県儒学の学校運営と、その輩出した卒業生を考察することによって、地域社会の漢族エリート形成過程を検証していく。そこで、台湾府儒学の学租と捐金について見ていくことにする。

台湾府儒学の学租は、⁽⁴⁰⁾

- 一、鳳山縣鍵港庄田百五十八甲一分六厘七毛。内管事辛勞田十五甲、甲頭田五甲、本庄土地祠香澄田
- 二甲、給賞弧老田二甲ヲ除キ實二田百三十四甲一分六厘七毛年輸正供十九石九斗二升折實粟二十四石道斗實收租粟七百八十一石道斗。
- 二、臺灣縣（安平縣）二贊行田七甲七分一厘八絲五忽。年輸正供粟三十八石五斗二升九合七夕三才學租粟四十四石道斗乾隆二十餘年水捐シ徵租穀二十四石ヲ減シ實租粟二十道斗。
- 三、鳳山縣荆秦林田甲二分。年輸正供粟十八石八斗學租二十四石道斗。
- 右康熙四十九年巡道陳瓊之ヲ置ク乾隆三年毎年發給スル臺灣縣學粟八十石餘ト定メ文廟各祠香澄祭祀ヨリ以テ月課修葺諸費ニ及フ。
- 四、永康里崁頂下則園一片。年輸正供ノ外粟二十一石有奇ヲ存ス。
- 五、鳳山三千庄田。乾隆三十年貢生楊士甲ト云フ者捐置セリ。
- 六、彰化縣猫霧田。同上。

七、鳳山淡水港東里。嘉慶十一年光祿寺署林朝英ハ百兩ヲ捐シテ買ヒ置ケリ。

この様に、学租というものは、「官莊及抄封田其他没及等ノ官有地」である場合と、「民間紳士ノ捐地及ビ借金ニ依テ購入セル土地」という場合の二通りあることが確認出来る。一・二・三・四は前者であり、五・六・七は後者である。三にその名を連ねている巡道陳瓚とは、

前述の分巡台厦兵備道の陳瓚であり、学田設置に尽力した人物である。陳瓚の場合は地方行政官として台湾府の文教事業に尽力したわけであるが、五・六・七にその名を連ねている楊士甲（乾隆年間）は例貢生であり、林朝英は一七八九年（乾隆五十四年）の歳貢生であった。この二名は、台湾出身の読書人であると言えよう。七の学租に関連して記されている林朝英について、検証してみたいと思う。

林朝英は歳貢生という身分ではあるが、県学文廟の重修を始め、土木事業にも関わり、義捐金を施して皇帝から褒賞を得ている。林清の変の平定にも貢献した。日常生活では、水墨画、書道、彫刻など書画、芸術の域にも秀でており、読書人としてのたしなみを身につけている

ようである。⁽⁴¹⁾十八世紀末（乾隆年間末）の人物であるが、この時期になると、台湾の教育行政もある程度進み、読書人層の裾野もある程度広がってきているようである。林朝英の歳貢生という身分もこの時期までに一定数のまとまりを輩出している。以後、多くの台南地方出身の読書人層の人物志を検証するにあたり、貢生という階層に多く接する機会があると考えられる。貢生についての説明を少ししておきたい。

貢生の規定については、『清國行政法第一卷汎論（下）』によると、次の通りである。⁽⁴²⁾

貢生ハ各省府州縣學ヨリ選抜貢舉シタル生員ニシテ一定ノ条件ニ依リ官ヲ授ケラル其 貢舉方法ノ差異ニ從ヒ貢生ヲ分ツコト左ノ如シ

(イ) 拔貢生 各省學政ハ每十二年酉ノ年ヲ期シ各省生員中、歲科ニ考ノ成績優等ナリシ者ニ就キ選抜試験ヲ施シ總督巡撫ト會同シテ覆試ヲ為シタル後學政ヨリ證書ヲ給シ禮部ニ赴キテ更ニ朝考ニ應セシム之ヲ拔貢生ト謂フ各省府學ヨリ二名、縣學ヨ

リ一名滿州蒙古ハ每旗一名皆定員アリ

(口) 恩貢生

國家大慶事アルトキハ恩ヲ施シ旗及直省諸州縣ヨリ若干ノ生員ヲ選抜シ國子監ニ入りテ修學セシム之ヲ恩貢生ト謂フ

(ハ) 歲貢生

各省府縣官費生ノ在學久シク學行優等ナル者ヲ選抜シ每歲定額ニ從ヒ升セテ國子監生ト為ス之ヲ歲貢生ト謂フ

(ニ) 優貢生

各省學政三年毎ニ廩生中ノ優秀ナル者ヲ舉ケテ國子監ニ貢シ修學セシムルヲ優貢生ト称ス

(ホ) 副貢生

鄉試ニ應シ合格セルモ定員超過ノ為メ舉人ニ列スルコトヲ得サル者ハ副榜ト為シ正榜ニ副ヘテ揭發ス副貢生ハ即チ此副榜中ヨリ例ニ照シテ國子監ニ入ラシメタル者トス

また揚士甲の身分である例貢であるが、この身分は少し性格が異なっている。清の会典が定めるところでは、

清代台南地方における漢族エリート形成過程について

官吏登用の資格は文官と武官とに大別し、文官においては特に正途出身と雑途出身とに明確に区別している。雑途出身は文生員以下の資格より直ちに官に就く者、正途出身は生員を経て挙人となり、挙人以上の資格で官に就く者である。正雑の境界は生員と挙人の間にある。そして貢生、監生の大部分は挙人と同等の資格に近づけて正途に加えられる。ただし例貢生は、雑途に該当するが、この身分は、捐納によつて貢生、監生の地位を購入したものであり、他の貢生、監生と同じように正途とみなすことはできないとされている。そこで、以後貢生の数としては加えないこととするが、地域社会の名望家として紳士層の中に位置づけておく。⁽⁴³⁾

それでは、各種貢生の資格状況を踏まえた上で、捐金関係の事例を扱い、地域社会の漢族エリート層と捐金との関係を検証することにする。重修をするような大きな事業をした場合、義捐者の名が碑文に残される。統計的な数値を表にすることは難しいが、年代を追いながら、いくつかの碑文を取り上げて考察することによって、社会階層を検証することは可能であろう。

『清代臺灣教育史料彙編第一冊』の中の次の史料によると、以下のことが明らかにされる。この史料は、「重

表1 捐金表 I

	総捐金額 (銀納) 単位：両	人数	平均捐金額 (銀納) 単位：両
行政官	1,300	2	650.00
拳 人	100	1	100.00
拔貢生	600	3	200.00
貢 生	1,850	7	264.29
廩 生	4,500	9	500.00
監 生	1,800	7	257.14
生 員	1,850	12	154.17
合 計	12,000	41	292.68

資料 揚開鼎撰「重修府學碑記」副碑—「重修府縣兩學捐資監督姓氏碑」1751年(乾隆16年)。

修府縣兩學捐資監督姓氏碑」という碑題が示すように、府儒學と縣儒学の合同の捐金者名である。(揚開鼎撰「重修府學碑記」副碑—「重修府縣兩學捐資監督姓氏碑」⁴⁴⁾。

府學貢生蔡莊器の捐銀一千二百両を筆頭として、一人百両位迄の捐銀がなされている。又、合同の捐金者名が挙げられているので、台湾府儒学、台湾県儒学の何れの

貢生、生員であっても名を連ねている訳である。これ自身分別に整理したものが、表1である。捐金の多少に関しては、廩生の額が特に多いが、これは一部に多額の出資者がいたからであって(台湾県儒学の廩生である候世輝による捐銀三千七百両)、絶対的な事例として取り扱うことは出来ない。むしろ貢生、監生、拔貢生の事例が多いことから、彼らが中心となり、廩生、生員がそれに続くと思われるのが妥当であろう。一般的な捐銀額は、この重修の際には、百両から三百両位であった。この重修の際に董事となっている者は、台湾県儒学廩生の候世輝と台湾府儒学貢生の蔡壯器で、何れも、捐銀三千七百両、捐銀一千二百両と高額捐金者となっているのも、うなずけるところである。

捐金者の中に、銀二百両を捐金した台湾県儒学拔貢生の施士膺という人物がいる。施士膺は地域社会の名望家の子弟で、父、兄弟等、一族がその地域社会に善行を施したという記録が残されている。父親である施世榜は、一六九七年(康熙三十六年)拔貢生となった。泉州府晋江県から台湾に移住し、最初は鳳山に砂糖工場を開設し、日本への砂糖貿易で、貿易商として龐大な富を得た。その後、中部彰化の土地開拓に尽力した。彰化地方は平坦

な土地でありながら、灌漑に適した河川がなく、そこで施世榜は、現在の二水の一帯で水利工事を興し、濁水溪の水を引き、二水から鹿港に至る地域を灌漑した。当時の彰化地方には全部で十三・五堡（一堡は約二千四百三十一ヘクタール）の農地があつたが、施世榜によつて八平方堡までを灌漑した。そのため、この灌漑網は施厝圳しきせんとんとも八堡圳はちほせんとん（圳は用水路の意味）とも呼ばれ、現在でも、彰化県の重要な水利設備となつて⁽⁴⁵⁾いる。

施世榜の行つた実績を人物志から検討し、整理すると以下の通りである。第一に、宗族内の奨励とその扶助が挙げられる。施世榜はこの地域社会にあつて指導的立場にあり、宗族の繁栄と地域社会の発展に尽力した。第二に、民変が起こつた後の民政の安定・回復を計ることである。その成果によつて、都指揮使司の官職を得て、ますますその基盤を固めたと考えられる。第三に、文教事業に関する振興である。自らは文官の職に転じ、壽寧県儒学教諭、漳州府儒学教授に任官している。そして、鳳山県の国子監の重修、海東書院への学資援助を行っている。この様な文教事業を行つていく中で、その名のもとに、自己の地位を確立し、個人及び宗族の名欲を充たすものである事も少なくない。施世榜の場合も十分考えら

れることである。第四に、彰化県における「八保圳」の建設のような社会事業があげられる。この治水灌漑事業は、彰化県において施世榜の名声を高め、『彰化縣志』に功績と徳行によつてその名を留めているのである。

施士膺の父である施世榜という人物を取り上げて、清朝統治下における台湾の康熙年間の事例の一つとして、考察してみたわけであるが、同時期に台湾府儒学出身で举人となつた、王璋という人物について検証する。王璋の場合は、祖父が明朝の官僚であり、父の時代が明末清初の混乱期であつたため、台湾の鳳山県に移住してきたものと考えられる。官吏登用試験の準備が出来てくることから、父親、或いは非常に身近な親族が、ある程度の経済的に恵まれていたのではないかと推測される。王璋は举人の資格を得た後、大陸で任官し各地を歴任した後退官⁽⁴⁶⁾している。

施世榜、王璋などは、台湾における郷紳・読書人層としては、ある程度上層の位置を占める人材であると言える。しかし、それでも、康熙年間という台南地方開拓時代の影響は、考慮する必要がある。

それではここで、時代は少し下るが、康熙年間の末年である一七一九年（康熙五十八年）歳貢生の資格を得、

一七三二年（雍正十年）福建省連江県儒学の訓導となった陳鵬南について述べることにする。陳鵬南は、康熙・雍正・乾隆の三代の治世を生き抜いた人物であるが、四世代が同居しているような大家族の中で生活した。陳鵬南は連江県儒学の訓導となつて十数年を経ると、社会事業に尽力するようになる。具体的な事例として、文廟修

建のための捐資、貧家への食糧の配給、水利事業等である。⁽⁴⁷⁾ これらの社会事業は、社会的な役割という面でも十分その有効性を果たしているが、陳鵬南一個人にとつてみるならば、別の意味も考えられる。中国社会における一つの特質として、社会的にも、経済的にも一定の定住生活を続けてきた家では、宗族の社会的な上昇に重きがおかれている。宗族の男子を名門の府県儒学に合格させ、官吏登用試験で優秀な成績を修めさせれば、宗族の中から高級官僚を輩出することが出来、その宗族は郷紳として、数代迄の生活が保証される。宗族の繁栄、子孫の繁栄を願い、そして自己の名声や地位を後世に残すと言うことが、伝統的中国人社会の価値観の中に見られる。このような事実を証明するものとして、宗祠の前庭などに残された、科挙合格者が立てた功名碑というものがある。個人の学業の誉れを宗族の名誉とするため、宗族の敷地

内に功名碑を立て後世に残す。功名碑は個人から宗族の繁栄につなげる象徴的なものであり、今日においても、歴史の垣間をかくぐつて、残されている物も少なくない。陳家においては、陳鵬南の子息陳思敬もまた、台湾府儒学の生員となり、一七五三年（乾隆十八年）副貢生として父と同様の人生を送っている。⁽⁴⁸⁾

この様に、陳鵬南の家に代表されるような伝統的中国社会の一つの特質が、雍正・乾隆年間と時代を下るごとに、顕在化するようになっていく。宗族が発展し、その経済力が充実してくると、やがてその社会への還元は、社会事業として残されていく。この様な事例は、ただ陳鵬南一人に限らず、施世榜、林朝英等も同様である。

それでは、再び碑文に戻り、廖王麟・張錦全立「重修臺灣府學明倫堂碑記」乾隆四十有五年（一七八〇年）、⁽⁴⁹⁾ に名を残している捐金者から考察してみたいと思う。

董事になっている者は、台湾府儒学出身の陳名標（一七四七、乾隆十二年举人）と廩生の林朝英（一七八九、乾隆五十四年歳貢生）であり、それぞれ捐銀百二十四元を出資している。この碑文の特徴としては、台湾府儒学出身の読書人各層及び地方行政官ばかりではなく、郊商人である北郊の蘇萬利、南郊の金永順、そして糖郊の李

表2 捐金表 II

	総捐金額 (銀納) 単位：元	人数	平均捐金額 (銀納) 単位：元
举人	124	1	124.00
学官	20	1	20.00
職員	10	1	10.00
歳貢	10	1	10.00
廩生	199	6	33.17
生員	409	27	15.15
太学	8	4	2.00
三郊	600	3	200.00
合計	1,181	44	26.84

資料 「重修臺灣府學明倫堂碑記」 1780年(乾隆45年)。

勝興のように、同業組合の指導者達の中にも、多額の出資をしている者が出現していたという事である。

十八世紀の半ば以降、台南三郊とは、海運業を営む三つの商業ギルド集団であり、専ら華北の貿易に従事する北郊、華南の貿易に従事する南郊、そして島内の各港との交易に従事する糖郊をさす。この石碑においては、三郊が揃い踏みしたことになる。嘉慶年間を経て道光初年

には最盛期を迎えたが、それ以降は経済的にも下り坂と
なっていた。台南三郊は結局二十世紀初頭迄存続した
が、咸豊、同治、光緒年間には道光年間以前のような隆
盛及びその社会的地位を既に失っていた。しかし、開港
に至るまで、台湾貿易、特に台湾南部と中国内地間を交
易によって結ぶ特筆すべき組織であった。⁽⁵⁰⁾

台南三郊は、成立以来、台南地方に大きな社会的役割
を果たすと同時に、地方行政官や郷紳層とも独自の利害
に基づいて密接な関係を有しており、地域社会に対して、
救済、寺廟改修、宗教祭日の宴会などの公益事業に献金
をした。また、地域防衛を負担し、行政より依頼された
公務を処理することもあった。例えば、一八〇五―六年
(嘉慶十一年)の蔡牽の乱に際して、軍費として莫
大な寄付金を出し、郊衆を動員して台湾府城の防衛に当
たっている。清朝も台湾府城の守備における三郊商人の
役割を認め、三郊總義首陳啓良を始めとして功を立てた
三郊人士に武職を与えている。陳啓良の官職は三郊の中
でもっとも高く、布政司経歴銜であったので台南の紳士
と一緒に並べられた。しかも三郊職員の中には生員特権
を有している者も多く、遅くとも嘉慶年間より三郊商人
と地域社会の読書人各層とは密接に繋がっていたといえ

表3 捐金表 III

	総捐金額 (銀納) 単位：元	人数	平均捐金額 (銀納) 単位：元
行政官	2,320	8	290
学 官	600	4	150
举 人	50	2	25
武举人	450	4	112.5
歳貢生	255	5	51
拔貢生	8	1	8
貢 生	300	7	42.86
廩 生	664	9	73.78
監 生	1,063	16	66.44
生 員	1,456	55	26.47
武 生	1,054	21	50.19
職 員	6	1	6
郷 賓	20	1	20
その他	659	25	26.36
合 計	8,905	159	56.01

「重修府學文廟碑記」第一副碑「重修府學文廟閩籍題捐碑記」
1803年 (嘉慶8年)。

心が、台南から台北へと移行するに合
わせるかのように、三郊も没落して
いった。しかし経済的繁栄によって充
足している時代には、三郊もまた文教
事業に捐金という形で、一つの勢力を
示していた訳である。その実力は、こ
の碑に示されている総捐金額の二分の
一以上を占める経済力を以てしても、
明らかなことである。

それでは最後に、「重修府學文廟碑
記」第一副碑の「重修府學文廟明朝閩
籍題捐碑記」一八〇三年 (嘉慶八年)⁽⁵²⁾
と、第二副碑「重修府學文廟粵籍題捐
碑記」一八〇三年 (嘉慶八年)⁽⁵³⁾の二つ

よう。郊商人は清末まで郷紳とともに地域防衛の費用を
負担したようである。⁽⁵¹⁾

台南三郊は、乾隆年間 (一七三六—一七五五年) から道光
年間 (一八二一—一八五〇年) の半ばに至る迄、その経済力
を背景として、台湾府の都市行政に大きな力を持った。
アヘン戦争によって欧米列強の資本が導入されて、自分
達の商業活動が大きな打撃を受け、やがて台湾経済の中

の捐金に関する碑文を考証する。この二つの碑文に刻ま
れた捐金は、今までのものとは少し性格を異にする。こ
れはどちらも、一八〇三年 (嘉慶八年) に行われた捐金
で、閩籍と粵籍、即ち行政単位として大きな枠組みでと
らえれば、福建省出身者と広東省出身者が、別々に行っ
た捐金の成果である。この二つの碑文の内容を比較する
ことによって、台湾府、強いて言えば、台湾における福

表4 捐金表 IV

	総捐金額 (銀納) 単位：元	人数	平均捐金額 (銀納) 単位：元
行政官	72	5	14.4
举人	6	1	6
貢生	10	1	10
廩生	10	2	5
監生	36	5	7.2
生員	25	4	6.25
職員	50	6	8.33
その他	577	80	7.21
合計	786	104	7.56

〔重修府學文廟碑記〕第二副碑〔重修府學文廟粵籍題捐碑記〕
1803年（嘉慶8年）。

建省出身者と広東省出身者の勢力関係の一端を推測することも可能であろう。

まず概観すると、福建省出身者と広東省出身者とは、総捐金額、捐金者の人数、平均捐金額に圧倒的な差があるという事である。総捐金額では、閩籍の九千百三十六元に対して粵籍は七百九十三元である。これは、閩籍は粵籍の十一・五倍にあたる。捐金者の人数に関しては、

清代台南地方における漢族エリートの形成過程について

閩籍の百六十六人に対して粵籍は九十三人である。これは、閩籍は粵籍の一・八倍にあたる。平均捐金額では、閩籍の五十五元に対して、粵籍の九元である。これは、閩籍は粵籍の九倍に当たる。

一八〇三年（嘉慶八年）は、台湾が清朝統治下に組み込まれた一六八三年（康熙二十二年）から、既に百二十年が過ぎている。一七六〇年（乾隆二十五年）、客家の移住禁止が撤廃され、渡航制限が大幅に緩和された。大陸の福建省ばかりではなく、広東省からも本格的に移住が進み、粵籍の人口も着実に増えてきている。移住社会の形成過程を考察する上で、この二つの碑文は非常に興味深い。全体的な数値を概観してみると、多数派としての福建系、少数派としての広東系が一瞥される。経済的な安定が、上昇志向を生み出すと共にさらに助長し、官吏登用とも結びつく文教事業につながるわけである。早期に移住し、全体的な人口の上でも多数派である福建系は、着実に台南地方において基盤を築いていき、遅れて移住を始めた広東系の人々は、少数派として特定の地域に集住したのではないかと考えられる。

この二つの碑文に示された結果を踏まえて、この時期の読書人各層の人物志を見ていきたいと思う。「重修府

學文廟閩籍題捐碑記」の董事となっている台湾府儒学出身の章甫（一七九九、嘉慶四年、歲貢生）について、検証を試みることにする。一七九九年（嘉慶四年）に歲貢生となった章甫は、一八〇九年（嘉慶十四年）に設立された引心文社の会にも参加しており、自らも『半崧（詩）集』八巻を残している⁵⁴。この様に、読書人層として残されている事績の価値観が多様化していることは興味深く、このことは、道光年間に至るとより顕著となる。道光年間の読書人を代表する人物として、台湾府儒学出身の蔡廷蘭と施瓊芳がいる。この二人は、初めて台湾府、即ち台南地方において輩出された進士である。

蔡廷蘭（一八四四、道光二十四年、進士）と施瓊芳（一八四五、道光二十五年、進士）の二人は、ほぼ同様の経歴の持ち主である。台湾府儒学出身であり、一八三七年（道光十七年）に共に拔貢生となり、同年挙人の資格を得た。さらに一八四四年（道光二十四年）及び一八四五年（道光二十五年）には、それぞれ進士の資格を得ている。蔡廷蘭は澎湖出身者であるが、父蔡培華の代に台湾で生活を続ける事になったわけである。

蔡廷蘭の父培華は、澎湖の人でありながら台湾府儒学の生員であったということで、当時としてはかなり異例

の存在であったに違いない。澎湖諸島の島民は、その多くが漁業を営んでいるか、或いは大陸と台湾との中継貿易を営んでいる海上商人であった。確かに、澎湖諸島においても、一七六六年（乾隆三十一年）には、通判の胡建偉、准貢生の許應元等の尽力によって文石書院が建立され、澎湖諸島の教育に貢献したが、島嶼部全島について考えると、地域に根ざした島民の教育水準は、台南地方と比較した場合、かなりの差を認めなければならぬだろう。その様な事情を考慮するならば、蔡培華の例は、数少ない読書人の事例の一つであろう。蔡廷蘭は、この様な父親、或いは、父親以前の澎湖諸島における基盤を背景として登場したわけである。蔡廷蘭は台湾本島において生活していたわけであるが、一八三七年（道光十七年）拔貢生となり、さらに挙人の資格を得ると、故郷の澎湖島の文石書院を管理・運営し、台湾・澎湖の学芸の奨励に尽力することになる⁵⁵。このように、生活の基盤を二代にわたって移していてもなお、故郷に錦を飾るといふ漢族移住者の原籍地との結びつきの強さを示していると言えよう。蔡廷蘭は、教育事業でその名を故郷に残し、さらに大陸の知県・知府を歴任して官職を終えたのである。

もう一人の進士施瓊芳は、名家の読書人の家に生まれ、一八四五年（道光二十五年）に進士の資格を得た。教育環境から推測するならば、蔡廷蘭よりも恵まれていたのではないだろうか。法典、経書、史書、諸子百家、詩歌、古文祠など、当時の読書人が身につけるべき学識教養を、広く身につけていたことがわかる。最初は、学者、教育者としてその力を発揮した。施瓊芳は、進士の資格を得てからようやく官職についた。⁵⁶ 挙人の資格を得た一八三七年（道光十七年）から八年間、官職には就いていないが、自ら会試の学習を進めると共に、詩文社を結び、多くの読書人層の師たる立場で、詩文による交流の場を広げていった。施瓊芳の詩風が、貴族文化華やかなりし六朝時代、或いは艶麗の風が、詩壇全体をおおうことになった晩唐時代に求められているなど、風趣をよく理解出きる読書人の性格を反映しているのではないか。

嘉慶年間に入ると、台南市の各地に詩文社というサロンが創立され、台南地方の読書人が集まり、詩歌、文芸、社会問題などについて語り合っていた。この詩文社を創立するような社会的気運が、道光年間の前時代である雍正・乾隆年間から起こりつつあったのではないかと推測される。台湾という地域性を考えるならば、読書人層が

清代台南地方における漢族エリートの形成過程について

社を結んで、詩歌、文芸、市井を語るという気運は、ある程度の時代を経て盛り上がっていったのである。台湾における読書人層も、その経済的基盤を背景として、より中国的な読書人の性格を有するようになっていたと言えるのではないか。特に、官吏登用試験に合格して、進士の資格まで得ていながら、官職に就くか就かないうちに、故郷台湾県に戻り、その後、世俗に束縛されずに日々を過ごすなど、中国人社会における読書人層の一面を伺い知ることはできる。また、家、家族、父母兄弟に接する部分では、儒教的な倫理観が随所に現れ、特に母の臨終後の生活態度は、読書人の持つ儒教的倫理観を反映しているように思われる。施瓊芳の一族は、台湾県の地域社会においても名望家であり、子息の施士浩は、一八七七年（光緒三年）官吏登用試験に及第し、施一族の宗族を發展させていった。⁵⁷ 施瓊芳の現存している著作物として『春秋節要』全篇、『詩文全集』、家に残存している書き物を整理して刊行した『石蘭山館遺稿』詩文若干篇がある。施瓊芳のような人物は、道光年間においてようやく輩出され始めた。台湾府儒学の出身者が四名、台湾県儒学の出身者が一名、進士の資格を得ているが、この様にして清朝が台湾を統治下においてから約百五十

安徽	浙江	江西	湖北	湖南	福建	台湾	広東	広西	四川	雲南	貴州	欽賜 殿試	合計
15	23	19	11	9	12	1	10	6	7	10	7		240
15	24	20	11	10	13	1	11	7	9	11	7	1	257
9	22	19	8	7	10	1	11	7	8	8	7	1	229
15	25	22	11	14	20	2	15	12	16	4	10		271
18	25	23	14	14	20	2	16	13	15	11	11		326
19	26	23	15	15	20	3	17	14	15	13	13		345
18	25	23	15	15	20	2	16	13	15	14	12		339
18	25	22	14	14	20	2	16	13	14	12	11		323
18	25	22	14	14	20	2	16	13	14	12	11		323
17	24	21	14	14	20	2	16	13	14	12	11		316
17	24	21	14	14	20	2	16	13	13	12	11		316

1978年)。

年を経て、台湾府が置かれていた台南地方においても、いわゆる中国的な読書人層、さらに郷紳層と言える名家も現れ、地域社会に確固とした基盤を築いていったのである。

四、教育機関の入学定員構成と変遷過程

清朝統治下の移住社会台湾においては、教育行政においても、一つの府儒学、三つの県儒学を高等教育機関とし、書院、義学、私塾などの各種初等教育機関を基礎とした教育体制が始まった。まず、台湾における開拓の拠点である台南地方の一府三県の儒学の中でも、特に中心的儒学である台湾府儒学と台湾県儒学の資料を基にして、その過程を検証していきたいと思う。そのために、この二つの儒学を出身校とした、台湾の読書人層の官吏登用試験の状況、及び貢生の資格取得の状況は、いかなる状況にあるのか、考察してみたいと思う。

台湾において、進士・挙人の資格を取得した読書人層というのは、中国大陸の各省と比較すると、極めて少ない輩出数である。その状況は、表5においても明らかである。今までの台南地方の読書人層の検証を踏まえると、台湾府儒学及び台湾県儒学のどちらも、進士の資格を取

表5 中国全土における科挙進士合格者数一覧（各省庁別）

	満州	蒙古	漢軍	直隸	奉天	山東	山西	河南	陝西・甘肅	江蘇	
1823年(道光3年)	9	3	5	22	2	19	11	11	9	19	
1826年(道光6年)	9	4	6	23	2	20	12	12	10	20	
1844年(道光24年)	6	2	5	22	2	23	11	11	10	20	
1868年(同治7年)	7	1	5	20	3	16	7	17	5	24	
1871年(同治10年)	8	2	5	24	3	22	11	19	24	26	
1874年(同治13年)	9	3	6	25	4	23	12	19	24	27	
1876年(光緒2年)	9	3	6	25	4	23	12	19	15	9	26
1877年(光緒3年)	8	3	6	24	3	21	10	17	15	9	26
1880年(光緒6年)	8	3	6	24	3	21	10	17	15	9	26
1883年(光緒9年)	8	3	6	23	3	21	10	16	14	9	25
1886年(光緒12年)	8	3	6	23	3	21	10	17	14	9	25

資料：金鏞・呉振芝「清代臺灣地方科舉之研究」（『国立成功大学歴史学系歴史学報』第5号所収、

清代台南地方における漢族エリート形成過程について

得した読書人を輩出するのは極めて遅い。十九世紀の道光年間（一八二〇―五〇年）に入ってからである。挙人の資格取得者に関しては、康熙年間（一六八三―一七二二年、本来は一六六二―一七二二年であるが、台湾の場合、一六八三年から清朝統治下に入る）から数人ずつ輩出し、道光年間には最高数となる。しかしそれ以後は、急速に減少する。表6の貢生、挙人、進士の枠内の各右側の列には、各年間毎に、十年で輩出されるおよその数値を推量し、算出したものである。この数値を考察してみると、以下のようなことが明らかにされる。即ち、挙人の資格取得者は、道光年間を頂点として以後急速に下降し、貢生の場合には、咸豊年間（一八五〇―一六一年）を頂点として、以後やはり下降の一途をたどっている。道光・咸豊年間という時代が、台南地方が社会的に最も充実した時期であり、この時代以降は、急速に下り坂となっていくことを示しているのではないかと考えられる。

そこで次に、台湾における各儒学の入学定員枠と設置状況に関する変遷過程を表8から考察し、教育機関設立の背景にある社会的背景について分析を試みる。そのための最初の資料が一六八五年（康熙二十四年）のものであり、知府は蔣毓英で、一府三県の儒学が出揃った年で

表6 清代台南地方における進士・举人・貢生の輩出数 (清代歴代皇帝各年間単位)

	貢 生				举 人				進 士					
	府 儒 学	県 儒 学	そ の 他	合 計	府 儒 学	県 儒 学	そ の 他	合 計	府 儒 学	県 儒 学	そ の 他	合 計		
1683-1722 (康熙22-61) 康熙年間	21	22	7	50	2	3	1	6	0	0	1	1	各年間の 10年単位の 輩出数 12.82	0.26
1722-35 (雍正1-13) 雍正年間	10	11	8	29	3	1	0	4					22.31	
1735-95 (乾隆1-61) 乾隆年間	39	37	19	95	16	17	4	37					15.57	
1796-1820 (嘉慶1-25) 嘉慶年間	33	19	3	55	9	3	3	15					22	
1820-50 (道光1-31) 道光年間	42	25	0	67	13	13	2	28	4	1	0	5	21.61	1.61
1850-61 (咸豐1-11) 咸豐年間	18	14	0	32	0	1	3	4					29.09	
1861-74 (同治1-18) 同治年間	15	10	1	26	5	0	4	9	0	0	1	1	14.44	0.56
1874-99 (光緒1-25) 光緒年間	26	27	0	53	2	1	9	12	1	0	3	4	21.2	1.6
合 計	204	165	38	407	50	39	26	115	5		5	11		

資料：『清代臺灣 (臺南) 人物志』臺南海東山房、1958年。

ある。以後台湾府においては、地域社会の発展が始まり、さらに中・北部台湾に向けての開拓が始まった。この一六八五年(康熙二十四年)の入学定員枠は、康熙年間においてはおいては変わっていない。地域社会の開拓に移住者達が入力を入れている時期であり、知府・知県においても、熟蕃ではあるが、先住民の平埔族に対する政策が、非常に

大きな仕事として課せられ、漢族移住者などの様に共存・雑居出来るかということが、大きな課題であった。蔣毓英、靳治揚、そして陳瓚にしても、先住民を帰順させるという仕事に急務であった事は、明らかにされている。又、文教政策にも力を入れているが、主に民衆教化という初等教育の事例が中心であり、そのため民衆のた

表7 清代台南地方における進士・挙人・貢生の輩出数（10年単位）

	貢 生				挙 人				進 士			
	府 儒 学	県 儒 学	そ の 他	合 計	府 儒 学	県 儒 学	そ の 他	合 計	府 儒 学	県 儒 学	そ の 他	合 計
1683-89 (康熙22-28)	2	1		3								
1690-99 (康熙29-38)	6	8	4	18	1		1	2			1	
1700-09 (康熙39-48)	8	5	1	14		1		1				
1710-19 (康熙49-58)	4	5	1	10	1	2		3				
1720-29 (康熙59-雍正7)	6	7	5	18	2			2				
1730-39 (雍正8-乾隆4)	8	7	8	23	3	4	1	8				
1740-49 (乾隆5-14)	11	6	2	19	2	1		3				
1750-59 (乾隆15-24)	6	8	1	15	3	0	1	4				
1760-69 (乾隆25-34)	4	5	3	12	3	4		7				
1770-79 (乾隆35-44)	5	6	1	12		5	1	6				
1780-89 (乾隆45-54)	8	8	1	17	4	4	1	9				
1790-99 (乾隆55-嘉慶4)	3	7	2	12	2	1	1	4				
1800-09 (嘉慶5-14)	9	5	2	16	5			5				
1810-19 (嘉慶15-24)	8	2		10	4	2	2	8				
1820-29 (嘉慶25-道光9)	4	2		6	4	3	1	8	2			2
1830-39 (道光10-19)	15	9		24	4	7	1	12				
1840-49 (道光20-29)	14	8		22	5	4		9	2	1		3
1850-59 (道光30-咸豊9)	15	9		24		1	3	4				
1860-69 (咸豊10-同治8)	15	11		26	5		1	6				
1870-79 (同治9-光緒5)	13	10	1	24			4	4			3	3
1880-89 (光緒6-15)	16	16		32	1		5	6				
1890-95 (光緒16-21)	2	5		7	1		3	4	1	0	1	2
小計 ①	182	150	32	364	50	39	26	115	5	1	5	11
乾隆年間資格取得年不明者数			6	6								
嘉慶年間資格取得年不明者数	14	9		23								
道光年間資格取得年不明者数	8	6		14								
不明者数小計 ②	22	15	6	43								
合計 (①+②)	204	165	38	407	50	39	26	115	5	1	5	11

資料：『清代臺灣（臺南）人物志』臺南海東山房、1958年。

清代台南地方における漢族エリートの形成過程について

1807 嘉慶12	学 額	文21 武20	文 9		文13 武12	文13 武12	文13 武12	文13 武 8										
	廩生名額	20	8		10	10	10	10										
	増広生額	20	8		10	10	10	10										
1810 嘉慶15	学 額	文21 武20	文 9		文13 武12	文13 武12	文13 武12	文13 武 8										
	廩生名額	30	8		15	15	15	15										
	増広生額	30	8		15	15	15	15										
1817 嘉慶22	学 額	文21 武20	文 9		文13 武12	文13 武12	文13 武12	文13 武 8					文 6 武 2					
	廩生名額	30	8		15	15	15	15					4					
	増広生額	30	8		15	15	15	15					4					
1827 道光 8	学 額	文21 武20	文 9	文 2	文15 武12	文15 武12	文15 武12	文15 武 8					文 6 武 2					
	廩生名額	30	8	2	15	15	15	15					4					
	増広生額	30	8		15	15	15	15					4					
1842 道光22	学 額	文21 武20	文 9	文 2	文15 武12	文15 武12	文15 武12	文15 武 8					文 5 武 2		文 3			
	廩生名額	30	8		15	15	15	15					6					
	増広生額	30	8		15	15	15	15					6					
1858 咸豊 8	学 額	定額	文21 武20	文 9	文 2	文15 武12	文15 武12	文15 武12	文15 武 8				文 5 武 2		文 3			
		永広	文 9	2		2	2	2	3				2		1			
	廩生名額	30	8		15	15	15	15					6					
	増広生額	30	8		15	15	15	15					6					

し地縁・血縁の複雑な宗族を形成しながら、その中で砂糖貿易などの中心的指導者となっていた施世榜のような人物など、特別な事情の者に限られていた。台南の地域社会の成熟過程の中から生み出された読書人層は非常に限られ、郷紳層といっても、寧ろ貢生の中に台湾府の地域発展の指標があるのではないかと、考えられる状況であった。

一七二三年（雍正元年）になると、彰化県儒学が新設され、生員の定員数も大きく増大した。雍正年間（一七二二—一七三五年）には、この定員数が維持され、その結果として、進士の輩出数は〇、举人の輩出数は、十年で約三・〇八人、貢生の輩出数は、十年で約二二・三一人と約二倍になっている。このことは、康熙年間の混乱の時代から雍正年間に入り、少しずつ安定、成長の時代を迎えるようになったと言えるであろう。

一七四一年（乾隆六年）の入学定員枠では、台湾府儒学に粵籍の入学者が認められるようになった。台湾領有当初、清朝政府は渡航制限令を布告し、治安対策のため移住民の定住を削減し、新規の移住を制限した。しかし渡航制限令の提案者であった施琅の死後（一六九九年）緩和されて、抑えつけられていた広東系人の台湾への移

住者は激増し、さらに一七六〇年客家の移住禁止が撤廃されたことにより、渡航制限が大幅に緩和されることになった。しかし絶対数から考えれば、広東系粵籍の入学生定員枠は、福建系閩籍の入学生定員枠から比較すると圧倒的に少なく、台湾における福建系の強さを如実に示している。

粵籍枠の導入によって、教育行政の在り方に変化が生じた。一七二三年（雍正元年）の入学生定員枠から比較すると、一七四一年（乾隆六年）の改定は、教育行政の整備という側面では、進んだものと考えられる。一七八八年（乾隆五十三年）に、台湾府知府となった徐夢麟の人物志の例に見られるように、漢人移住者達が分類械闘を起こし、故郷を同じくする人々同士で地域社会を形成していき、互いに争うような傾向も生じている。こうした社会状況の中で、一七四一年（乾隆六年）の改定により、粵籍の入学者規定が定められたと言うのも、時勢に適應した行政処置とも考えられる訳である。その後乾隆末年の一七九一年（乾隆五十六年）にも、彰化県儒学において、若干の定員整備が行われたが、大きな影響とはならなかった。乾隆年間においては、進士の輩出数は〇、举人の輩出数は、十年で六・〇七人、貢生の輩出数は、十

年で一五・五七人となっている。挙人の輩出数は、康熙年間と比較すると、約四倍となっている。ここでは、貢生の輩出数が減少しているが、全体的な見地に立つてみると、乾隆年間に入り、安定・成長時代に入っている事は確かであり、この傾向は、嘉慶年間にも引き継がれたと言えよう。嘉慶年間に入ると、この入学定員枠は、三度改定された。一八〇七年（嘉慶十二年）、一八一〇年（嘉慶十五年）、そして一八一七年（嘉慶二十二年）の三度である。

一八〇七年（嘉慶十二年）には、入学定員枠の整備がなされ、文・武の定員が、明確に規定されるようになった。さらに、一八一〇年（嘉慶十五年）には、廩膳生・増廣生⁽⁵⁹⁾の大幅な増員がなされ、教育環境の充実が、この頃になると図られるようになったと言えるだろう。この年の入学定員枠の改定は、台南地方の教育環境に関して考えるならば、最も充実した状況を生み出すに至ったのである。しかし、台南地方の一府三県の府県儒学の入学定員枠は、一八一〇年（嘉慶十五年）の改定による大幅増員以降、光緒年間に至る迄、殆ど大幅な定員数の増加はない。一八一七年（嘉慶二十二年）、この年に淡水庁儒学（後の台北府儒学の基になるもの）が新設されてい

るように、以後は北部の開発が進むにつれて、教育行政も行われるようになり、台湾全島の行政機構が開発の進展に合わせて行き届くようになってきたのである。しかし、新設当初の台湾北部の教育行政は、康熙年間における台南地方の教育行政と同様に、地域社会の開発途上であるが故に、その経済的基盤というものが、まだしつかりとは築かれておらず、輩出される読書人各層の教育水準においても、台南地方の読書人各層のそれと比べると、大きな差があったと言えよう。台南地方では、福建系の場合、一八〇三年（嘉慶八年）の時期に、地域社会全体からの文教事業が取り組める程、社会的に成熟しており、又、広東系にしても社会的なまとまりを見せた時期である。この嘉慶年間（一七九六—一八二〇年）から道光年間（一八二一—一八五〇年）にかけては、台南地方は、その地域社会の経済活動においても、三郊による交易活動が活発化し、最も繁栄した時期でもあり、その経済力を背景として、文芸、書画に秀でた中国の伝統的読書人層を輩出するに至っている。この嘉慶年間の進士の輩出数は〇、挙人の輩出数は十年で約六人、貢生の輩出数は、十年で二十二人ととなっている。

道光年間に入ると、この入学定員枠は二度改定されて

いる。一八二七年（道光八年）になると、台湾府儒学に、閩籍、粵籍に加えて澎湖籍が入るようになり、さらに台南三県の県儒学の入学定員枠が、それぞれ二名ずつ増員されている。それが、一八四二年（道光二十二年）になると、淡水庁儒学において、淡水出身者と噶瑪蘭出身者という形で、二つの出身地域に分けられ、増員されていく。この時点においては、台南地方は依然として教育行政の中心におかれているが、台湾島の北部においても、ゆっくりとした教育行政の進展を実証している。このように、台南地方は道光年間において、進士の輩出数は、十年で一・六一人、挙人の輩出数は、十年で九・〇三人、貢生の輩出数は、十年で二一・六一人と最も充実した社会状況を生み出し、なおかつ、台南出身で初めての進士の資格取得者を輩出している。このことは、嘉慶年間に至る迄に成熟してきた地域社会が、道光年間に入り結実したと考えても良いのではないだろうか。そこには、施瓊芳のように、父施青華が国学生であり、また子の施士浩が光緒年間に進士の資格を得るなど、施氏は台南の名士としての地位を得ていたのである。

しかし、こうした状況の背景として、台湾の開拓及び商業経済の発展の歴史、及び開拓移住民の反乱の歴史と

いうものが潜んでいる。捐金表に出てくる三郊の様な商業ギルド集団は、台湾府を中心に港市を独占支配し、華北、華南、島内の貿易に従事し、台南地方が発展を続ける道光年間に至るまで、商業経済の担い手であったわけである。そして、その一方では、先住民や開拓移住民の反乱の事例が、知府・知県の人物志の中にも、多く検証された。康熙年間の人物志ではあまり見られなかった分類械闘の事例も、また民間信仰の秘密結社である天地会系の組織からなる民衆反乱も起こっている。また、雍正・乾隆年間に入ると、血縁や地縁に依存できない人々が糾合されて秘密結社を結成し、相互に扶助し、官兵の横暴な行動に対抗した。その代表的な事例として、一七八六年（乾隆五十一年）に起こった、前後三年にわたる林爽文の乱がある。彰化県で天地会系指導者で漳州出身の林爽文が反乱を起こすと、反乱は中南部に拡大したが、民族集団の枠を越えた連帯は達成出来ず、泉州人、客家、先住民は清朝側につき、清朝の軍隊も派兵され鎮圧された。しかし、大規模であったのは、淡水、艋舺、鹿港などギルド商人が郊をつくっている港市が抑えられている事から、天地会系の移住民の反乱とギルド商人との関係も、浮かび上がってくる事もまた事実である。さらに、

嘉慶・道光年間の知府・知県の人物志においても、例え
ば、呉逢聖（在任一七九九—一八〇二、嘉慶四—七年）
の人物志では、数多くの反乱の平定について記されてお
り、蓋方泌（在任一八二一—四、道光元—四年）も又、
社会不安を感じた民衆により、周辺からの蜂起を受けて
いる。⁽⁶⁰⁾ 方傳燧（在任一八二五、道光五年）の人物志では、
鳳山県の不穏な人々を討伐して捕える、⁽⁶²⁾ という記述があ
る。薛志亮（在任一八〇三—七、嘉慶八—十二年）は、
海寇蔡牽の乱に遭遇し、その際に陸匪の反乱にも迫られ
ていた。⁽⁶³⁾ 蔡牽は、南洋の海賊であり、台湾の沿岸を荒ら
し、根拠地を求めていた事が推測される。この時期には、
蔡牽の他にも、洪回老、朱漬などの海賊の反乱が各地で
起こっている。黎溶（在任一八一〇—二、嘉慶十五—
六）もまた略奪を行う盗賊に対処しており、⁽⁶⁴⁾ 各知府・知
県とも、決して平穏な治世を送ったわけではないという
事である。従って、道光年間における教育行政の充実は、
台南地方における経済的・社会的成熟ということも、十
分言えることではあるが、その一方では、複雑な社会関
係の深層部に、多くの問題が潜んでいると言えるのでは
ないか。しかし、それは内憂ばかりではなく、多くの外
患にも悩まされていた。一八四〇—二年（道光二〇—二

二年）のアヘン戦争と、一八五六—六〇年（咸豊六一—
〇年）のアロー戦争である。清朝が対峙したこのウエス
タン・インパクトは、海峡を越えた台湾にもその影響を
もたらし、台湾沿海は戦場となり、清朝は開港を強制さ
れた。この二度にわたる戦争の結果、一八五八年（咸豊
八年）の天津条約によって、台湾は開港を迫られ、一八
六二年（同治元年）淡水、一八六三年（同治二年）基隆、
一八六四年（同治三年）安平（台南を含む）と打狗（現
高雄）の計四港が開港された。そして、その後の台湾の
経済の中心が、台南から台北に移る大きな要因となった。
三郊を中心とした台南の商業経済は、大きな打撃を受け
たのである。

さて、咸豊年間（一八五〇—六一年）に入ると、入学
定員枠の改正は一度だけ、一八五八年（咸豊八年）に行
われた。その改正の特徴として、定員の中に永廣という
捐金によって生員の資格を得られる枠が加わり、台南地
方の儒学の入学定員枠においても、若干の増員がみられ
た。しかし、淡水廳儒学が淡水と廳学と言う形で二つに
分かれ、北部台湾は、数字に現れないながらも、その開
発の進み具合を実証した。咸豊年間においては、進士の
輩出数は〇、挙人の輩出数は、十年で約三・六四人、貢

生の輩出数は、この年が頂点で、十年で二九・〇九人である。同治年間（一八六一—七四年）に入ると、依然として北部の儒学がゆつくりと発展を続けている。淡水儒学は奔水廳儒学と改称され、廳学は噶瑪蘭廳儒学と改称された。又、北部台湾の儒学は、全般的に定員数の増員があつた。同治年間においては、台南地方における進士の輩出数は、十年で〇・五六人、・挙人の輩出数は、十年で五人、貢生の輩出数は、一四・四四人である。道光年間と比較すると、貢生は三分の一に減少した。光緒年間（一八七四—九五年、本来は一八七四—一九〇八年であるが、台湾の場合、一八九五年から日本の統治下に入る）に入ると、北部台湾の開発もかなり進み、その経済的基盤も築かれてきたと言える。さらに、経済の中心も、台南から台北へと移動し、光緒年間には、入学定員の改定が二度実施された。一八七八年（光緒四年）と一八八七年（光緒十三年）である。

一八七五年（光緒元年）、台湾全域を二府七県五庁に画定したことに伴い、台北府が設置されその管轄下に新竹県、宜蘭県、基隆庁、淡水庁が画定した。一八七八年（光緒四年）には、台北に府が設置されたことで、奔水廳儒学を引き継ぐ形で、台北府儒学が設立され、北部台

湾における中心的教育機関となった。又、淡水県儒学と新竹県儒学が新たに設立され、噶瑪蘭儒学が宜蘭県儒学と改称された。

一八八五年（光緒十一年）は、台湾にとつても一つの転換期であつた。清朝は一八八五年（光緒十一年）台湾を一つの省として昇格させ、初代台湾巡撫に洋務運動推進者の一人である劉銘伝を任命した。劉銘伝は、軍備増強、基隆・新竹間の鉄道敷設、電信郵便、樟脳と硫黄の専売、採鉱、製茶等の実業の振興を計ると共に、新しいヨーロッパ式の教育制度を導入し、近代化政策を打ち出した。台湾省のもとに台東直隸州と、淡水県、新竹県、宜蘭県、基隆庁、南雅庁を管轄する台北府、台湾県、彰化県、雲林県、苗栗県、埔里社庁を管轄する台湾府、安平県、鳳山県、恒春県、澎湖県を管轄する台南府、の三府十一県三庁一直隸州がおかれた。政治・経済の中心も、清朝統治の当初から台湾府が設置され、移住・開拓の拠点であつた台南地方から、台北地方へと移行していった。一八八七年（光緒十三年）以前には、台湾全土の教育機関の中心であつた台湾府儒学は、台南府儒学と改称され、台湾県儒学は、安平県儒学と改称された。そして新たに、台中に台湾府儒学と台湾県儒学が新設された。そ

の他にも、雲林県儒学と苗栗県儒学が新設され、これによつて、台湾全土に計十三の府県儒学が設立された。台湾全土にわたつて官吏登用制度のための府県儒学が設立され、清朝統治下における教育行政は、これで一応確立したと言えるであろう。北部の開発が進むにつれて、粵籍の人々に対しても教育機関が開かれてきた。特に北部では広東系の人々がしつかりとした同族集団を築いている地域も多く、それを反映してか、一八八七（光緒十三年）年の入学規定の改定によつて、台湾府儒学、苗栗県儒学、新竹県儒学など、粵籍を対象に入学者を許可するようになってきた。このことは、広東系の移住という側面から、地域社会の発展状況に対する考察がなされなければならぬであろう。

台湾における教育行政が一応確立したと言える光緒年間においては、台南地方における進士の輩出数は、十年で一・六人、挙人の輩出数は、十年で四・八人、貢生の輩出数は、十年で二一・二人であった。しかし、八年後には、日清戦争での日本の勝利によつて、下関条約により台湾及び澎湖諸島は日本に割譲されることになり、三府県儒学の以後の発展の道は閉ざされ、また洋務派劉銘伝の近代化に向けての改革は、植民地支配者である日

本へと引き継がれることになる。三府十一県三庁一直隸州に再編成された行政区画は、その後、日本並びに国民党政権統治下の行政区画の基礎となつていくのである。

五、結び

本稿は、移住社会台湾の開拓の拠点である台南地方を研究対象地域として、地域社会の成熟過程の考察を試みたものである。特に台湾という対象地域が移住社会であることから、地域社会の成熟過程と漢族エリート層の形成過程には密接な関係があるとの問題意識から、その社会関係を分析するために、地方行政官、漢族エリート層、そして漢族エリート層と密接に関係のある伝統的教育機関の府・県儒学に視点を設定し、それらを歴史的なアプローチから考察していく中で、地域社会における経済的・社会的関係を浮き彫りにしていくために、模索の一端を示したものである。

地域社会の形成過程というものが、清朝という国家の行政によつてのみ推進されるものではなく、寧ろ経済的・社会的な基盤、即ち、地域社会の同族・同郷集団、読書人各層、商業ギルド集団、学官・地方行政官など、在地の指導者層を中心に推進されていくものであるとい

うこと。さらに、移住社会台湾においては、国家行政よりも寧ろ、地方行政官を含めた自治的・個別的な地域行政に負うところが大きいと言うことが得られたのではないだろうか。そして、清朝統治下における台湾の地域社会の発展状況、経済的・社会的状況が、教育機関の設立過程・入学定員数、郷紳・読書人各層の輩出数という教育行政面に、非常に的確に反映されていると言えるだろう。

一六八六年（康熙二十五年）には、台南地方の府県儒学の入学定員数は、台湾全土の府県儒学の全入学定員数と同一であった。即ち、清朝統治下の教育行政において、台南地方と台湾全土はイコールで結べたわけである。台南地方においては、台湾府儒学・台湾県儒学を中心として、四つの儒学が設立されているが、康熙年間においては、台南地方と雖も、教育行政においては処女地であった。従って、教育機関も、そこから輩出される読書人各層も、その水準においては、高いものを期待することは出来なかった。それは単に、教育面での蓄積がなされていないという表面的なものよりもむしろ、地域社会の社会的成熟度に負うところが大きいと言えるであろう。しかし、康熙年間（一六八三—一七二二）において、儒学に準じる教育機関である書院は、その設立数も西定坊書

院（一六八三年）、鎮北坊書院（一六九〇年）、彌陀堂書院（一六九二年）、竹溪書院（一六九三年）、崇文書院（一七〇四年）、海東書院（一七二〇年）の計六校と設立されてゆき、開発が着実に進展していることの裏付けとなっている。その成果を反映し、雍正年間に入ると、彰化県儒学の設立によって、中部台湾に位置する濁水溪のあたりまで台湾の教育行政の及ぶ範囲が拡大したのである。そのため台南地方イコール台湾全土という教育行政の図式が、成立しなくなってくるわけである。一七四一年（乾隆六年）の改定から一八七二年（同治十一年）の改定の前迄、台湾全土の儒学の入学定員数に対する台南地方の府県儒学の入学定員数の占める割合は約七、八割を占めており、この割合は、約百五十年間変動なく維持されたと言えよう。

台湾全土の教育行政を考えた場合、十三の府・県儒学が設立され、清朝統治下の教育行政が一応確立されたと言われる光緒年間においては、台南地方における進士の輩出数は、十年で一・六人、挙人の輩出数は、十年で四・八人、貢生の輩出数は、十年で二一・二人であり、同治年間と比較すると増加しているというデータが残されているが、台湾にとって、光緒年間という時代が、洋

務派劉銘伝による近代化政策が実施されたように、清朝上層部における教育の価値観に変化をきたしている時期でもあり、西洋的近代教育の需要が、伝統的中國の教科課程と対立し始める時期でもあった。またアヘン戦争以降進出する欧米列強による外圧は、一八五八年の天津条約により、淡水、基隆、安平、高雄の四港が開港され、國際政治の中に台湾が、本格的に包括されていく時期でもあった。さらに、新興國日本による中國大陸への侵攻が迫り、台湾に対しても一八七一年の牡丹社事件による台湾出兵など、日本からの外圧も迫っており、非常に目まぐるしい國際状況であった。そうした状況を反映し、清朝の行政側の立場から、台北府が設置されることになったという事を考えるならば、たとえ讀書人各層の輩出数は同治年間と比較して増加しているとしても、台南地方のおかれている立場は、低下していると言わざるを得ないだろう。このことは、官吏登用制度の下に築かれた、伝統的教科課程の体系の一端をしめる台南地方の府・県儒学の入学定員枠が、従来の定員枠よりも少なくなっているという事も、考慮すべき材料の一つとなるであろう。

一八九五年（光緒二十一年）、日本による台湾領有化の時代を迎え、台湾全土に確立された清朝統治下の伝統

的な教育機関の以後の展開を、歴史的に展望する事は出来なくなってしまう。しかしながら、台湾府儒学、及び台湾県儒学という二つの伝統的教育機関の入学定員枠の変遷過程と、地方儒学の設置状況及び変遷過程を考察することによって、移住社会台湾における台南地方の位置づけ、及び成熟過程が把握されると共に、台南地方の成熟化を判断する一つの視点として、伝統的教育機関の史的役割が、浮き彫りにされると言えるだろう。

そしてこの一試論から、伝統的漢族社会について考える際に、その特質として本来備わってきた官吏登用試験による上昇志向の強さと、地域社会における自治性・個別性の強さは、それぞれ移住社会という特殊性を持つ台湾においても、適応される特質であることが言えるであろう。移住社会台湾においても、伝統的漢族社会の特質は備わっており、台湾独自の鑄型で変容されるとしても、社会形成の過程において、漢族社会の特質を見ることが可能であろう。そして、伝統的漢族社会、特に地域社会の形成過程において、地方行政官・学官を始めとして、讀書人各層、商工ギルドなど在地の指導者層の果たしている役割が、非常に大きいという事にもつながってくるのである。

註

- (1) 伊藤潔『台湾』中公新書、一九九三年、四〇頁。
- (2) 史明『台湾人四百年史』新泉社、一九九四年、一四一頁。
- (3) 前掲書、一四二頁。
- (4) 伊藤潔、前掲書、四二頁。
- (5) 臺灣總督府編『臺灣教育志稿』一九〇二年(明治三十五年)。
- (6) 『清代臺灣(臺南)人物志』臺南海東山房、一九五八年。
- (7) 臺灣教育史料彙編 第一・二・三冊』臺灣省文獻委員會、一九七三年。
- (8) 臨時臺灣舊慣調査會第一部報告『清國行政法第一卷汎論(下)』一九一四年(大正三年)、五二頁。
- (9) 前掲書、五二頁。
- (10) 『清代臺灣(臺南)人物志』臺南海東山房、一九五八年、一三六頁。
- (11) 前掲書、一三六頁。
- (12) 前掲書、一三六頁。
- (13) 前掲書、一三六頁。
- (14) 前掲書、一三七頁。
- (15) 『清國行政法第一卷汎論(下)』一九一四年(大正三年)、五四頁。
- (16) 前掲書、五四頁。
- (17) 『清代臺灣(臺南)人物志』二四五頁。
- (18) 前掲書、二四五頁。
- (19) 前掲書、二四五頁。
- (20) 前掲書、二二三頁。
- (21) 張士陽「雍正九・十年の台湾中部の先住民の反乱について」(台湾近現代史研究会編『台湾近現代史』第六号、緑陰書房、一九八八年)一六一―一八頁。
- (22) 番地とは、台湾先住民が清朝統治以前に開墾し居住していた土地である。
- (23) 張史陽、前掲書、五三一―五五頁。
- (24) 『清代臺灣(臺南)人物志』一三七頁。
- (25) 前掲書、一三八頁。
- (26) 前掲書、一四〇頁。
- (27) 前掲書、一三八頁。
- (28) 前掲書、二四八頁。
- (29) 陳盛韶『間俗録』(小島晋治、上田信、栗原純訳)平凡社、一九八八年、一八七―一九〇頁。
- (30) 原英子「民族と言語」(若林正文編『もっと知りたい台湾 第二版』弘文堂、一九九八年)三〇頁。
- (31) 臺灣總督府編『臺灣教育志稿』一九〇二年(明治三十五年)、八頁。
- (32) 殷允芄編『台湾の歴史』(丸山勝訳)藤原書店、一九九六年、二四―二六頁。
- (33) 『臺灣教育志稿』八頁。
- (34) 『臺南市志卷五教育志(上)教育施設篇』臺南市政府編印、一九七九年、三頁。
- (35) 宮崎市定『科挙史』平凡社、一九八七年、七〇―七一頁。

清代台南地方における漢族エリート形成過程について

- (36) 『臺灣教育志稿』一三頁。
- (37) 『清代臺灣(臺南)人物志』二二三頁。
- (38) 『臺灣教育史稿』九〇頁。
- (39) 前掲書、九〇頁。
- (40) 前掲書、一八頁。
- (41) 『清代臺灣(臺南)人物志』二二六頁。
- (42) 『清國行政法第一卷汎論(下)』一九一四年(大正三年)、一七七頁。
- (43) 宮崎市定『科挙史』一九三一—一九六頁。
- (44) 『清代臺灣教育史料彙編 第一冊』臺灣省文献委員會、一九七三年、五五—五六頁。
- (45) 『清代臺灣(臺南)人物志』二八三頁。
 クリスチャン・ダニエルス「清代台湾南部における製糖業の構造」とくに一八六〇年以前を中心として」『台湾近現代史研究』第五号、緑陰書房、一九八四年、五六—七頁。
- (46) 『清代臺灣(臺南)人物志』二八〇頁。
- (47) 前掲書、二八五頁。
- (48) 前掲書、二八八—九頁。
- (49) 『清代臺灣教育史料彙編 第一冊』臺灣省文献委員會、一九七三年、六一—三頁。廖王麟・張錦全立「重修臺灣府學明倫堂碑記」乾隆四十有五年(一七八〇年) 歲次庚子秋七月穀旦、晋水陳宗方鐫字。
- (50) 栗原純「清代台湾における米穀移出と郊商人」『台湾近現代史研究』第五号、緑陰書房、一九八四年、一五一—二〇頁。
- (51) クリスチャン・ダニエルス「清代台湾南部における製糖業の構造」とくに一八六〇年以前を中心として」『台湾近現代史研究』第五号、緑陰書房、一九八四年、五六—七頁。
- (52) 『清代臺灣教育史料彙編 第一冊』臺灣省文献委員會、一九七三、六七—九頁。「重修府學文廟碑記」第一副碑「重修府學文廟閩籍題捐碑記」一八〇三年(嘉慶八年)。
- (53) 前掲書、六九—七一頁。「重修府學文廟碑記」第二副碑「重修府學文廟粵籍題捐碑記」一八〇三年(嘉慶八年)。
- (54) 『清代臺灣(臺南)人物志』二九六頁。
- (55) 前掲書、二九七頁。
- (56) 前掲書、二九六頁。
- (57) 前掲書、二九六頁。
- (58) 略して廩生ともいう。政府より若干の学資を給せられ、また童試の際に、受験生たる童生の保証人となり幾何の謝礼を受くる便宜あり。出貢に際しても優先権を有する者である(宮崎市定『科挙史』平凡社、一九八七年、一—八頁)。
- (59) 增生ともいう。附生の二等以上に列したる者が補せられ、各学に定員あり。增生が歳試に三等なれば廩生に補せられ、四等になれば戒飭を受け、五等になれば附生に降し、六等なる時はおおむね黜革して民となす。この際增生たること十年以上なる者は、本地方において胥吏として用うるが、願わざる者には強制しない(宮崎市定、前掲書、二八頁)。
- (60) 『清代臺灣(臺南)人物志』二四〇頁。

- (61) 前掲書、二四〇頁。
(62) 前掲書、二四一頁。
(63) 前掲書、二四八頁。
(64) 前掲書、二四九頁。

清代台南地方における漢族エリートの形成過程について